

事 務 連 絡

平成 28 年 4 月 26 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
介護保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 28 年熊本地震で被災した被保険者の一部負担金の取扱いの周知について

平成 28 年熊本地震に係る保険者における一部負担金の取扱いについては、「平成 28 年熊本地震で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて」（平成 28 年 4 月 22 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）及び「平成 28 年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて」（平成 28 年 4 月 22 日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室・介護保険計画課・高齢者支援課・振興課・老人保健課事務連絡）においてお示ししたところですが、今般、当該取扱いについての説明用の資料（チラシ）を別添のとおり作成しましたので、貴管下保険者に対し周知を図っていただくとともに、被保険者や関係者への周知・広報にご活用下さいますようお願いいたします。

（平成 28 年 4 月 25 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡から、別添を更新）

# 保険証や現金がなくても



# 医療機関等を受診できます

- 次の要件のうち①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いがいったん猶予され、受診した際に支払いを求められることはありません。

## [要件]

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※ 対象者は次の医療保険・介護保険に加入されている方です。

- ・ 熊本県内の全ての市町村の国民健康保険・介護保険
- ・ 熊本県後期高齢者医療
- ・ 協会けんぽ、熊本県内の全健保組合を含む一部の健保組合

※ 保険証なしでも医療機関等を受診・介護サービスを利用できます。

対象保険者の詳細  
はこちらのQRコード  
でご確認下さい



- さらに、熊本県内の全ての市町村国保、後期高齢者医療、協会けんぽ、熊本県内の全ての市町村の介護保険に加入している方などは、猶予された窓口負担は免除されます。

※ この免除を受けるためには、上記の要件に該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

- なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- この窓口での取扱いは平成28年7月末までです。

- この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。